移動支援事業の支給決定に係るガイドライン

（Ｖｅｒ１．１）

<目次>

１．事業の目的・内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

３．身体介護を「伴う」「伴わない」の判断基準 ・・・・・・・・・・２

４．移動支援事業の対象となる外出・・・・・・・・・・・・・・・・３

５．移動支援の外出目的として認められないもの・・・・・・・・・・４

６．社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出・・・５

７．移動支援事業の外出目的として例外的に認めることがあるもの・・６

８．Ｑ＆Ａ （事例の判定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

令和５年１１月１６日改定

薩摩川内市　障害福祉課

**１．事業の内容**

　移動支援事業は、屋外での移動が困難な障害者（児）について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出が円滑に行えるようにすることを目的とします。

　原則として１日の範囲内で用務を終えるものとします。

* 介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等

包括支援）で対応ができる場合には、その利用が優先されます。

また、通院、官公署での手続き等に係る移動の支援は、居宅介護（通院等乗降介

護、通院等介助、身体介護）で対応します。

**２．対象者**

　下記の障害者（児）であって、外出等に支援が必要な者（行動援護を利用できる者は除きます。）Ｒ５．１１月追加

　(1) 身体障害者（難病患者等を含む）

　~~〇　視覚障害者……屋外での移動が著しく制限される者~~

~~〇　全身性障害者…身体障害者手帳１級に該当する者であって、両上肢及び~~

~~両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずる者~~

〇　肢体不自由の障害の程度が１級である者

　〇　視覚障害の障害の程度が１級又は２級である者　Ｒ５．１１月修正

　(2) 知的障害者

　〇　療育手帳を所持している者

　(3) 精神障害者

　〇　精神障害者保健福祉手帳を所持している者

　〇　自立支援医療（精神通院）を受給している者

　(4) 障害児

　〇　障害者の要件に加え、障害の状態から、必要性が認められる児童

* 児童における移動支援事業の考え方

　　児童に対する移動支援の支給については、「保護者がどこまで関わっていくことが

通常であるか」を考慮し、必要性が「子育て」からくるものか、「障害」に起因する

ものかを判断の上、移動支援事業の必要性を検討します。

　　ただし、通常は保護者が連れていくべき外出であっても、次のような場合は移動支

援事業が認められる場合があります。

①　保護者が障害のある児童１名、障害のない児童１名を連れて外出する際に、障害のある児童の介護を十分にできないことから補助が必要な場合

②　保護者が障害のある児童を連れて外出する際に、多動・他害行為が頻繁にあるため、保護者一人で介護することが困難な場合

③　介護する家族等の疾病により、一時的に移動時の介助ができない場合

**３．身体介護を「伴う」「伴わない」の判断基準**

　身体介護を「伴う」「伴わない」の判断基準は、国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準と同じとします。

(対象者の判断基準)

〇　障害者

　国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準

　〇　以下の(1)、(2)いずれにも該当する障害者

(1)　障害支援区分が区分２以上の者

(2)　障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定され

ている者

①　１－４「移乗」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が

必要

②　１－８「歩行」：「全面的な支援」が必要

③　１－９「移動」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が

必要

④　２－４「排尿」：「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要

⑤　２－５「排便」：「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要

〇　児童

　障害のある児童の調査項目（５領域１１項目）の調査を行ったうえで、障害者の判断

基準に準ずる。

**４．移動支援の対象となる外出**

　外出の範囲については、基本的に「社会通念上適当であるかどうか」「社会参加の促進のために必要かどうか」という観点から判断し、原則として一日の範囲内で用務を終えることの可能なものが移動支援の対象となります。

**（１）社会生活上必要不可欠な外出**

①　公的な機関（官公署や金融機関）における諸手続き

|  |
| --- |
| 官公署、金融機関における諸手続きに係る移動介助は移動支援事業で認められます。ただし、介護給付での支援が優先されます。※　児童の諸手続きに係るものは基本的には保護者が行うことであり、児童に係る移動支援事業は対象外とします。　　ただし、児童と同席する必要があるなどの理由で公的な機関に出向く際などに、児童の障害の状況から保護者のみならず介護者が同席することが必要な場合のみ、移動支援事業の対象と認めるものとします。 |

②　日用品の買い物

|  |
| --- |
| 衣類・雑貨・書籍等の買い物は、移動支援事業で認められます。* 食材料等の購入は、日常生活に不可欠なことから、居宅介護の範疇と考え

られます。 |

③　地域生活に欠かせない行事

|  |
| --- |
| 各種団体の行事や会合等は、移動支援事業で認められます。 |

④　その他

|  |
| --- |
| 冠婚葬祭への出席、お見舞い等は移動支援事業で認められます。 |

**（２）生活の質的向上を図るための外出**

①　自己啓発や教養を高めるもの

|  |
| --- |
| 　講演会や文化教養講座等については、自己の教養を高めたり、見聞を広げることを目的とするものは認められます。　学習塾のような通年かつ長期にわたるものは対象外とします。※通年とは１年を通じて定期的なもの、長期とは概ね３か月を超えるものとします。 |

②　体力増強や健康増進を図るもの

|  |
| --- |
| 　プールや体育館等を利用して運動することで、健康の維持を図る等、身体を動かすことを目的とするものは認められます。　スイミングスクールのような通年かつ長期にわたるものは対象外とします。 |

③　生活の内容・質の充実・向上を図るもの

|  |
| --- |
| レクリエーション、映画鑑賞、コンサート等は認められます。 |

**５．移動支援の外出目的として認められないもの**

①　通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

|  |
| --- |
| 　外出先で、収入を得ることを目的とする外出は認められません。 |

②　通年かつ長期にわたる外出

|  |
| --- |
| 　ア）学校（保育所、幼稚園、特別支援学校、小学校、中学校、高等学校、大学）への通学または障害者（児）施設等への通所は認められません。　イ）学校に準ずるものとして、各種専門学校・職業訓練校、施設に準ずるものとして、放課後等デイサービス、生活介護事業所、就労継続支援事業所等、その他として、週単位・月単位で利用日が定められて利用を行うもので、利用が長期にわたるものは認められません。 |
| 　ウ）医療機関への通院、精神科デイケアへの送迎に係るものは、基本的に居宅介護（通院介助等）で対応します。 |

**６．社会通念上、移動支援事業を適用することが適当でない外出**

①　宗教活動

|  |
| --- |
| 　布教活動や勧誘等の活動は対象外とします。ただし、冠婚葬祭への出席や地域の祭り等への参加、一般的に行われる宗教行事（初詣・お宮参り・法事・クリスマスイベント等）として共通の認識で行われるものは認められます。 |

②　政治活動

|  |
| --- |
| 　基本的には認められません。ただし、投票の参考にするための講演会への参加、参政権にかかる投票所への送迎は認められます。 |

③公序良俗に反することを目的とするもの

|  |
| --- |
| 　ギャンブル、公共の秩序に欠ける場所への移動は対象外となります。 |

**７．移動支援事業の外出目的として例外的に認めることがあるもの**

①　保護者のけがや入院等の理由によるもの

|  |
| --- |
| 　通常介助を行っている保護者がけがや入院等により、代替的に介護者を必要とし、かつ緊急性が高いと認められる場合に限り、基本的には対象外である「通年かつ長期にわたる外出」であっても、３か月を上限として認めることがあります。　ただし、介護給付（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者包括支援）で対応ができる場合は、その利用が優先されます。 |

②　一人で通学・通所・通勤できるようになることを目的とするもの

|  |
| --- |
| 　将来の自立を目的とした内容のものについては、基本的に対象外である「通年かつ長期にわたる外出」又は「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出」であっても、移動支援事業の利用によって自立が見込まれるかを考慮の上、訓練的支給として３か月間を上限として認めることがあります。　なお、児童の場合は、通常通学等の練習を介護者が行うことを想定し、保護者が１か月程度訓練を行ってなお訓練を要する場合及び、保護者が訓練に付き添うことが困難な場合に限定し、対象とすることとします。 |

**８．移動支援事業Ｑ＆Ａ（事例の判定）**

利用対象者

**~~Ｑ１~~**~~移動支援事業の利用対象者とされている全身性障害者及びこれに準ずる者とは~~

~~具体的にどのような者か。~~

~~Ａ１　移動支援事業実施要綱では、全身性障害者とは「身体障害者手帳１級に該当する~~

~~者であって、両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者」と規定しています。~~

~~つまり、重度の脳性麻痺や進行性筋委縮性疾患等から四肢の全てに機能障害があ~~

~~る者を利用対象としているため、膝や股関節の機能障害等、身体の一部分のみの障~~

~~害で、杖等を使用すれば歩行可能な場合は原則対象となりません。~~

　　Ｒ５．１１月削除

**Ｑ２**　年齢による利用制限はあるか。

Ａ２　年齢による制限は設けておりませんが、移動支援は、障害者（児）に対する外出

支援を目的としており、保護者のレスパイトを目的としたものではありません。

　　　ただし、家族等が一緒に外出する場合において、本人の障害状況により、家族の

みでは介助が行えない場合や、介助する家族等の疾病等により一時的に移動時の介

助ができない場合については、未就学児であっても、移動支援の利用を認められる

ことがあります。

通勤・通学・通所

**Ｑ３**　通学・通所には移動支援は利用できないのか。

Ａ３　移動支援事業の利用目的は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参

加のための外出であり、通勤、営利活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期に

わたる外出は認められません。よって、通所施設や保育所及び学校等への送迎は、

通年かつ長期にわたる外出に該当するため、利用することはできません。

**Ｑ４**　子どもの学校への送迎をいつも保護者がしていたが、保護者が入院してしまった

ので、子どもが通学できない。移動支援事業で通学を手伝ってもらえないか。

Ａ４　通常、学校への送迎は通年かつ長期の外出となるため利用できませんが、保護者

が入院した場合等は家族状況や緊急性を勘案の上、３か月を上限に利用を認めるこ

とがあります。

**Ｑ５**　単身家庭であり、施設・学校等のバスに障害者（児）を乗せるために同居の祖母

が付き添っていたが、祖母が高齢のため付き添うことが困難になってしまった。他

に付き添うことができる者がいないため、移動支援事業を利用したい。

Ａ５　支援が必要な時間が限定されておらず、通年かつ長期になることが見込まれるた

め、利用することはできません。

**Ｑ６**　短期入所を利用する際の送迎に、移動支援事業を利用することは可能か。

Ａ６　原則、利用できません。ただし、短期入所施設において送迎を行っておらず、保

護者の疾病等により送迎ができない場合には、一時的に利用を認めることがありま

す。

入退院・通院時の利用

**Ｑ７**　通院時の利用が可能か。

Ａ７　医療機関への通院に係るものは、基本的に居宅介護（通院介助）で対応します。

**Ｑ８**　入退院時、入院時の利用は可能か。

Ａ８　入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、一泊以上の外出

のための医療機関と外泊先を往来する場合及び外泊先において移動の援護等を必

要とする場合は、利用することができます。

プールの利用

**Ｑ９**　ＰＴＡ主催の行事、運動会、プールの利用時の付き添いはできるか。

Ａ９　利用することができます。

**Ｑ10**　プール利用中の介護はできるか。

Ａ10　プールサイドでの待機（トイレへの付き添いや身体を拭く等を行う）や着替えの

介助等は算定の対象となります。プール内での遊泳介助はガイドヘルパーの業務範

囲ではありませんが、ガイドヘルパーが利用者の安全確認のためプール内（水の中）

にいる時間も算定の対象となります。

車・自転車の利用

**Ｑ11**　ヘルパーが運転する車で目的地まで移動することは可能か。

Ａ11　ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は常時支援が行える状態にはないため、

運転時間を除いて移動支援を算定することになります。

　　　また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る

費用の徴収に関わらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業

又は福祉有償運送等）が必要となります。

　　　これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象とはなりません。

|  |
| --- |
| **Ｑ11-1**　障害者本人又は家族等が運転する車にヘルパーが同乗し、目的地まで移動することは可能か。Ａ11-1　この場合、次のような移動時間中は支援を必要とする場合に限り、移動支援を算定することになります。1. 障害者が身体介護を伴う者で、移動途中に排泄等の介助を要するとき
2. 障害者が、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（１２項目）

の合計点数が１０点以上の者であるとき　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（R5.11.14追加） |

**Ｑ12**　事業所等が所有する車を用いて移動支援を実施することはできるか。

Ａ12　道路運送法上の許可あるいは登録がある場合は、事業所等の車両を用いて移動支

援を行うことが可能です。

ただし、ヘルパーが運転手を兼ねる場合にあっては、運転中は介助が行われてい

る状態とは見なせないため、運転している時間をサービス提供時間から控除して算

定することとなります。

**Ｑ13**　自転車利用ができるか。

Ａ13　利用できません。常時介助できる状態での付き添いが前提となるため、並走も不

可とします。

目的地のみの利用

**Ｑ14**　目的地や最寄り駅などで待ち合わせ。目的地のみで利用することはできるか。

Ａ14　利用は可能です。

連続利用・長時間の利用

**Ｑ15**　居宅介護に引き続いて、同じヘルパーが移動支援を提供できるか。

Ａ15　利用は可能です。ただし、利用者もヘルパーも業務内容があいまいになることも

考えられるため、サービスの切り分けをサービス等利用計画で明確にすることが必

要です。

**Ｑ16**　１回あたりのサービス提供時間に制限はあるか。

Ａ16　１回のサービス提供時間に制限はありません。原則として１日の範囲において用

務を終えるものとしてください。

**Ｑ17**　宿泊を伴う旅行等に利用できるか。

Ａ17　利用は可能です。外出については、「原則として１日の範囲内で用務を終えるも

のに限る。」としていますが、例えば、１泊２日の宿泊を伴う利用の場合、２日間

を別々に報酬算定することとなります。

　　　ただし、宿泊先での介助は、外出の準備に係る介助に限られることとなりますの

で、宿泊先での食事、入浴、排せつ等の介助は移動支援の対象となりません。

複数派遣

**Ｑ18**　一人の利用者に対して、二人のヘルパーが同時に付き添うことができるか。

Ａ18　利用者の身体的理由や行動障害により、一人での支援が困難である利用者につい

ては、支給時間の範囲内での二人対応が可能です。

　　　行動障害の場合は行動援護への移行、全身性障害の場合には重度訪問介護への移

行も検討が必要です。

施設入所

**Ｑ19**　障害者支援施設に入所中ですが、移動支援を利用することは可能か。

Ａ19　移動支援は、在宅生活を送っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービ

スであるため、施設入所中の方は移動支援を利用することはできません。

　入所者が自宅等に一時帰宅する場合は、通常、受入れ体制が確保されていること

が前提ですが、特に必要と認められる場合においては、障害福祉サービスに係る報酬が算定されない期間中に限り、一時帰宅中、施設と自宅間の送迎及び一時帰宅中における自宅からの外出に利用を認めることがあります。

共同生活援助

**Ｑ20**　グループホームに入居している間も利用できますか。

Ａ20　利用は可能です。ただし、通院の介助については、基本的に日常生活上の支援の

一環として、当該事業者が対応することになりますので、移動支援を利用すること

はできません。なお、居宅介護（通院介助）に関しては、一月に２回を限度としてサービスの利用が認められる場合があります。

介護保険

**Ｑ21**　介護保険の入所者は利用できるか。

Ａ21　訪問介護を利用できる施設は、居宅とみなし、移動支援を利用することができます。（養護老人ホーム・有料老人ホーム・ケアハウスは可。特別養護老人ホーム・認知症グループホーム・介護型有料老人ホームは不可。）

**Ｑ22**　介護保険を利用していても使えるか。

Ａ22　介護保険で対応できるサービスは、原則として介護保険を優先することとなるた

め、介護保険で認められない社会参加のための外出にのみ利用できます。通院・公

共機関への手続き、普段の必要な買い物等については、介護保険に含まれるため、

移動支援の利用はできません。

**Ｑ23**　介護保険や居宅介護の通院介助と移動支援を一回の訪問で、併せて利用できるか。

Ａ23　本来であれば通院の用途は、通院のみで一連の行為とするのが望ましいが、病院

とスーパーが隣接しているなど、一旦自宅に戻って再度外出することが非効率的で

ある場合、あらかじめサービスの切り分けがサービス等利用計画やケアプランで明

確にされている場合に限り、医療機関を出たところから移動支援のサービスに切り

替えることを認めます。